

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則改正の概要

(背景)

条例施行規則第 36 条に記載されている清流基準について、従来の清流度計による調査は測定結果に個人差があることや目標物の様子を複数人で確認できない等の課題が生じていた。

(目的)

今回の改正は、ビデオカメラ等の撮影機器を用いて撮影した水中のブラックディスクの映像をタブレット端末等により確認できるようにすることで、調査精度の向上を図ることを目的とする。



改正のポイント

清流度測定方法に係る記載に対し、「ビデオカメラ等」を用いた手法を追加

(条例施行規則 別表第 3 (第 36 条関係))

従来の清流度計を用いた調査方法に加えて、ビデオカメラ等の撮影機器を用いて撮影した水中のブラックディスクの映像をタブレット端末等により現場で確認できるようにすることで、個人差の解消ができるほか、複数人での確認が可能となり、調査精度の向上につながる。

【参考】関係論文

内田圭亮：デジタル技術を活用した清流度の新規測定法の検討について、
高知県衛生環境研究所報, 第 4 号, 48-51, 2023

<所報 URL>

https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/syohou-link/file_contents/file_20233153101218_1.pdf